

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の5第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年7月3日
【会社名】	株式会社フジマック
【英訳名】	FUJIMAK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 坂本 信治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区新橋五丁目14番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月26日に提出した第60期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の内部統制報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

表紙

- 1 財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項
- 2 評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項
- 3 評価結果に関する事項

3【訂正箇所】

訂正箇所は_で示しております。

【表紙】

（訂正前）

[提出書類]	内部統制報告書
[根拠条文]	金融商品取引法第24条の4の4第1項
[提出先]	関東財務局長
[提出日]	平成21年6月26日
[会社名]	株式会社フジマック
[英訳名]	FUJIMAK CORPORATION
[代表者の役職氏名]	<u>代表取締役社長 熊谷 俊範</u>
[最高財務責任者の役職氏名]	該当事項はありません。
[本店の所在の場所]	東京都港区新橋五丁目14番5号
[縦覧に供する場所]	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

（訂正後）

[提出書類]	内部統制報告書
[根拠条文]	金融商品取引法第24条の4の4第1項
[提出先]	関東財務局長
[提出日]	平成21年6月26日
[会社名]	株式会社フジマック
[英訳名]	FUJIMAK CORPORATION
[代表者の役職氏名]	<u>代表取締役社長 坂本 信治</u>
[最高財務責任者の役職氏名]	該当事項はありません。
[本店の所在の場所]	東京都港区新橋五丁目14番5号
[縦覧に供する場所]	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長熊谷俊範は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

（以下、省略）

(訂正後)

代表取締役社長坂本信治は、当社及び連結子会社（以下、「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

（以下、省略）

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長熊谷俊範は、当連結会計年度の末日である平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

（以下、省略）

(訂正後)

代表取締役社長坂本信治は、当連結会計年度の末日である平成21年3月31日を基準日とし、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施しました。

（以下、省略）

3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長熊谷俊範は、上記評価の結果、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

代表取締役社長坂本信治は、上記評価の結果、平成21年3月31日現在における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。